

高速120^{キロ} 一部で解禁

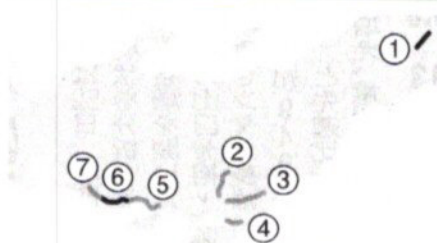
8月に基準改正 数年内に5区間へ

高速道路の最高速度が、時速120^{キロ}になる区間ができることになった。警察庁が22日、最高速度を時速100^{キロ}と定めている基準を8月に改正すると決めた。東北道と新東名の計2区間での試行を通じ、新たに定める条件を満たす道路であれば安全と判断した。

条件は、120^{キロ}で安全に走れる設計の道路▽実際の走行車両が出している速度（実勢速度）が平均100^{キロ}以上▽死傷事故率が低い▽最高速度80^{キロ}の大型貨物や渋滞が少ないといった安全上の支障がないなど。試行中の2区間のうち東北道（花巻南インターチェンジ―盛岡南IC、上り27・3^{キロ}、

^{キロ}が対象になる可能性が高く、新東名は早ければ今年度中、それ以外は数年内の見通し。

警察庁は安全対策として対象区間で速度違反の取り



最高速度が時速120^{キロ}になる区間

— 確実な区間
— 可能性が高い区間

- ① 東北道 花巻南IC―盛岡南IC
- ② 東北道 浦和IC―佐野スマートIC
- ③ 常磐道 柏IC―水戸IC
- ④ 東関東道 千葉北IC―成田JCT
- ⑤ 新東名 御殿場JCT―新静岡IC
- ⑥ 新東名 新静岡IC―森掛川IC
- ⑦ 新東名 森掛川IC―浜松いなさJCT

試行時速度変化なし

締めりを強化する。電光掲示板やチラシを使い、車線変更や追い越しの正しい方法の周知も図る。改正の背景には、120^{キロ}で走れる構造の道路が各地にできたことがある。多くの車両が100^{キロ}超で走っており、警察庁が最高速度のあり方を検討していた。

警察庁は2017年度から東北道と新東名で最高速度を100^{キロ}から120^{キロ}へと上げていく試行をし、実際に車両が出している速度（実勢速度）を比べた。

東北道では、試行前が上り112・0^{キロ}、下り114・2^{キロ}だったのが、最高速度を120^{キロ}にすると、上り111・9^{キロ}、下り114・3^{キロ}だった。新東名でも大差がなかった。死傷事故率も大きな変化はなく、警察庁は一定条件を満たす道路なら最高速度を上げられると判断した。

交通事故訴訟に詳しい高山俊吉弁護士（東京弁護士会）は「長年貫いてきた『低速こそ安全』との考えを変えたのは歴史的な動きと言える」と話す。多数のドライバーが自然と作り出す実勢速度に合わせ、ベルトコンベヤーのように走るのが最も安全だとい、「実勢速度に規制速度を合わせた判断は合理的だ」と評価した。ただ、ドライバーが「野放図に速度を上げて構わないということではない」と釘を刺した。

千葉商科大の小栗幸夫名誉教授（都市交通計画）も「数年間の試行で重大事故の危険性が低いと判断はできない。区間外の道路で高速度を誘引するアナウンスメント効果もあり、危険だ」と指摘。「厳しい安全対策が不可欠」とし、「安全対策区間」に指定して監視を徹底▽わずかの速度違反も確実に取り締まる▽速度違反自動取り締まり装置の追加配備▽死傷事故の検証と結果の公表▽死傷事故が多発するなどしたら最高速度を下げる―などを挙げた。（八木拓郎）